

相談支援従事者研修
受講の手引き

令和5年4月1日
宮崎県障がい福祉課

目次

1 相談支援専門員について	4
2 相談支援専門員になるには	5
3 相談支援従事者研修制度の見直しについて	5
4 相談支援従事者研修について	6
5 現任研修の受講間隔について	7
6 相談支援専門員として配置される際に必要な書類	8
7 実務経験要件について	9
8 研修要件確認フローチャート	12

用語の整理

●相談支援従事者研修

相談支援専門員になるための研修相談支援従事者(初任者、現任)研修の総称。

●障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

●児童福祉法

児童福祉法(昭和22年12月22日法律第164号)

●基準(者)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)

●基準(児)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

●告示(地域相談)

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)

●告示(計画相談)

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)

●告示(障害児相談)

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)

●国要綱

相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」)

●県要綱

宮崎県相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日福祉保健部障害福祉課)

●県要領

宮崎県相談支援従事者研修実施要領

1 相談支援専門員について

(1) 相談支援専門員とは

相談支援専門員とは、障害者総合支援法に基づいて実施される指定地域相談支援事業所及び指定計画相談支援事業所に対し、基準(者)によって配置が義務づけられている専門家です。児童福祉法に基づいて実施される指定障害児相談支援事業所に対しても、基準(児)によって配置が義務付けられています。

それぞれの事業における相談支援専門員の役割は以下のとおりです。

基本相談支援	地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題(例:年金に関する問題、住まいに関する問題等)について、障がい者、障がい児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を総合的に行います。
地域相談支援	【地域移行支援】 障害者支援施設等の入所者、精神科病院等に入院している精神障がい者、刑務所等に入所している障がい者について、地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。 【地域定着支援】 居宅において単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談を行います。
計画相談支援	・障害福祉サービス等の支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画案の作成を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 ・一定期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況の検証を行い、サービス等利用計画の見直し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
障害児相談支援	・障害児通所支援の支給決定や支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案の作成を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。 ・一定期間ごとに、障害児通所支援の利用状況の検証を行い障害児支援利用計画の見直し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

2 相談支援専門員になるには

相談支援専門員となる要件は告示(地域相談、計画相談、障害児相談)に定められているとおり、**実務経験要件**及び**研修修了要件**の両方を満たす必要があります。

3 相談支援従事者研修制度の見直しについて

令和2年4月1日より、相談支援従事者研修制度が見直され、新しい研修カリキュラムとなりました。

この見直しによる主な変更点は以下のとおりです。

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容が充実された。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件が定められた。
- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修が創設された。

(注意)

主任相談支援専門員研修については、県障がい福祉課より指定相談支援事業所に御案内します。

4 相談支援従事者研修について

(1)相談支援従事者(初任者)研修	
受講対象者	次の①から③のすべての条件を満たす方 ①宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方 ②相談支援事業に従事しようとする方 ③実務経験要件を満たす方
時間数	42時間(約7日間)
※ 相談支援従事者初任者研修(講義部分2日間)	
受講対象者	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を目指す方。
時間数	11 時間(上記7日間の日程のうち、講義部分2日間)

(2)相談支援従事者(現任)研修	
受講対象者	<p><現任研修を初めて受講する方> 次の①から③のすべての条件を満たす方。 ①宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方 ②過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある方。 ③現に相談支援業務に従事している方。</p> <p><現任研修受講が2回目以降の方> 次の①を満たす方、かつ②または③の条件を満たす方。 ①宮崎県内に住民票所在地又は勤務地を有する方。 ②過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある方。 ③現に相談支援業務に従事している方。</p> <p>【注意】 <u>令和2年4月1日前5年間に相談支援従事者研修(初任者、現任、主任)を修了した方が、令和2年度以降に新カリキュラムの現任研修を初めて受ける場合は、上記の条件は求めません。</u></p>
時間数	24 時間(約4日間)

(3)相談支援従事者専門コース別研修（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修と共同開催）	
受講対象者	(2)現任研修の受講対象者と同じ。
時間数	意思決定支援コース(6時間) 障害児支援コース(13時間) 就労支援コース(14時間)

5 現任研修の受講間隔について

現任研修は、初任者研修又は令和元年度以前の相談支援従事者研修を修了した年度の翌年度から起算して、5年度内ごとに1回受講することを繰り返す必要があります。

期限内に現任研修を受講できなかった場合は、相談支援初任者研修を再受講していただく必要がありますので、御注意ください。

(例)

令和4年12月に初めて相談支援初任者研修の修了証書の交付を受けた場合は、令和5年度から令和9年度末までに1回現任研修を受講し、これを5年度毎に繰り返します。



(例)

平成30年12月に、初めて相談支援従事者研修の修了証書の交付を受けた場合は、令和元年度から令和5年度末までに1回、現任研修を受講します。

この場合、令和2年度以降に受講する初めての現任研修については、現任研修受講要件を満たす必要はありません。



6 相談支援専門員として配置される際に必要な書類

研修要件と実務経験要件を満たしていることを、指定権者(宮崎県または宮崎市)に証明する必要があります。

証明に必要な書類は表1の通りです。

表1【提出が必要な書類】(◎:必要、○:場合によっては必要、×:不要)

必要書類の名称	
実務経験証明書 (相談支援従事者になる前のもの)	◎
相談支援従事者(初任者)研修修了証書	◎
相談支援従事者(現任)研修修了証書 現任研修を複数回受講している場合は、すべての修了証書の写しを提出してください。	○ 注1

注1)相談支援初任者研修修了日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内の方は不要です。

7 実務経験要件について

(1) 実務経験の業務内容

実務経験は「相談支援の業務」又は「直接支援の業務(介護等の業務)」であることが必要です。

例えば、「障害者支援施設において、主に請求等の事務等に従事していた」場合には、「相談支援の業務」に該当しないため、実務経験として認められません。

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の実務経験要件とは、内容が異なりますので、十分にご確認ください。

区分	具体的な定義
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
直接支援の業務 (介護等の業務)	身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者 に対して介護に関する指導を行う業務

(2) 実務経験を積む場所(事業所及び施設)について

実務経験として認められる業務の実施場所は、告示により一定の事業所・施設での経験に限られます。それ以外の事業所・施設での経験は原則として認められません。

(3) 実務経験年数の数え方

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であるものとします。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上である必要があります。

(4)必要な実務経験年数

相談支援の業務			
①		H18年10月1日時点で、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者である者で、H18年9月30日までに実務経験を満たす者	3年
②	ア	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これに準ずる事業の従事者	5年
	イ	児童相談所、身体障害者厚生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者厚生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者	
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設の従業者	
	エ	病院もしくは診療所の従業者 ((ア)社会福祉主事任用資格者、(イ)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、(ウ)【A】の資格所持者、(エ)ア～ウまでの業務の従業者であった期間が1年以上の者に限る。)	
	オ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
	カ	特別支援学校、その他これらに準ずる機関(特別支援学級)の従業者	
③		②に従事する者のうち、【A】の資格による業務に従事した期間が通算して5年以上ある者	3年

【A】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、または精神保健福祉士の資格を有する者

直接支援の業務(介護等の業務)			
①	ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従事者	10年
	イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等の従事者	
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問介護事業所の従事者	
②	①に従事する者のうち、【B】の資格を有する者		5年
③	①に従事する者のうち、【A】の資格による業務に従事した期間が通算して5年以上ある者		3年

【A】

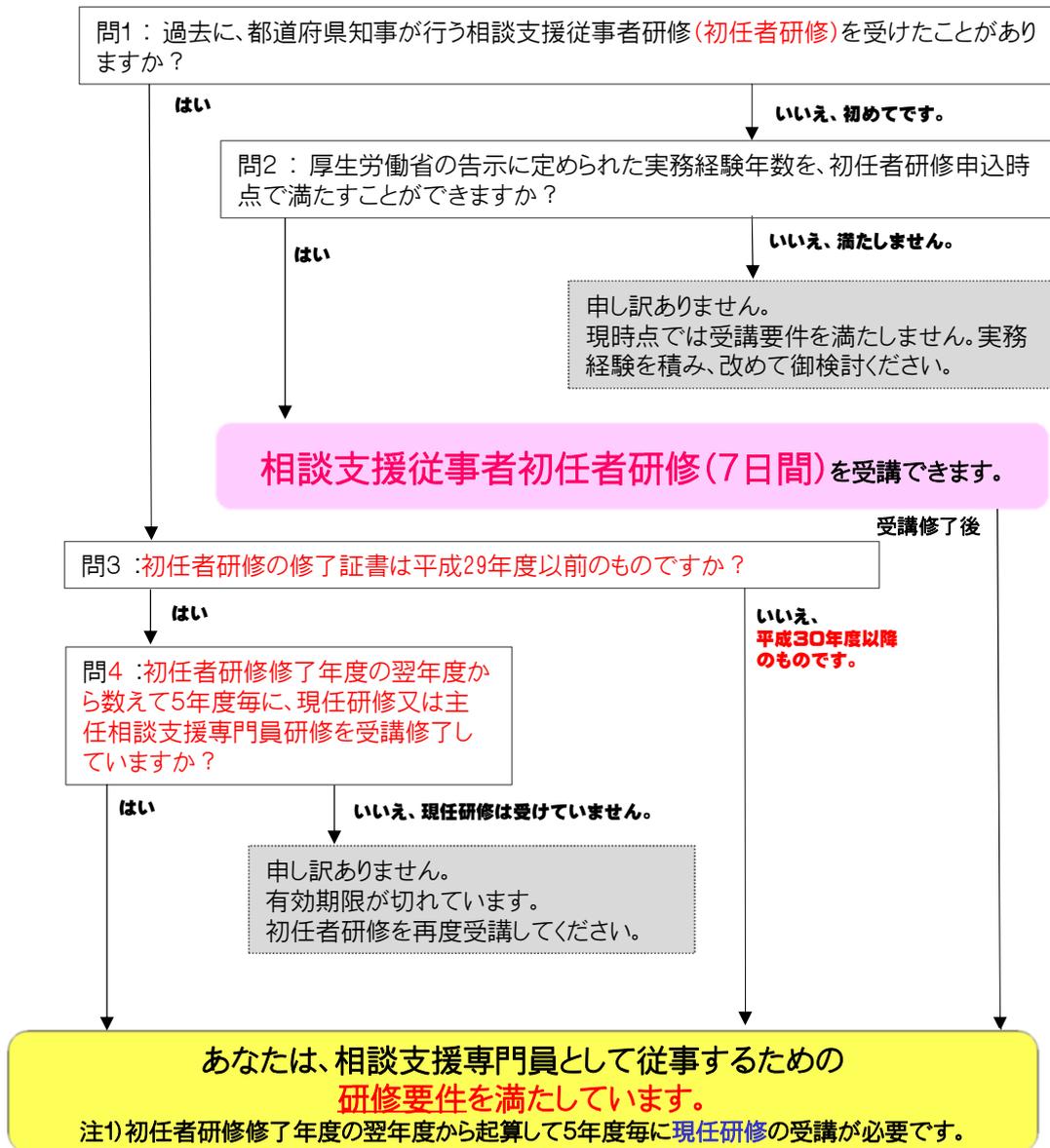
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、または精神保健福祉士の資格を有する者

【B】

社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、居宅介護職員初任者研修修了者、訪問介護員(旧ヘルパー2級以上)、児童指導者任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者の者

8 研修要件確認フローチャート

令和5年4月1日作成
令和5年6月28日修正



注1) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年度ごとの各年度の末日までに現任研修を受けることが必要です。

注2) 令和2年4月1日前5年間に現任研修、主任研修または初任者研修を修了した方が、修了証の日付から5年が経過する日が属する年度の末日までに、新カリキュラムの現任研修を始めて受講する場合においては、現任研修の受講要件（以下、注3参照）を満たさない場合でも、受講することができます。

注3) 現任研修を受講するには、次の①又は②の要件を満たすことが必要です。

①現任研修の受講を開始する日前5年間に、相談支援等の業務に通算して2年以上従事していること

②現任研修修了者であって、現に相談支援等の業務に従事している者